

平成31年度事業計画

令和元年である本年は新会長と新執行部体制で臨む一年となるが、業界をとりまく諸環境の日まぐるしい変化に柔軟に対応しながら、堅実に事業を遂行していきたいと考えている。

司法書士会を取り巻く今日のトピックスとして、司法書士法の一部改正案が今国会で成立の見通しである。司法書士に対する使命規定の創設に懲戒制度の見直し、一人司法書士法人を認めることが主な柱である。また、司法書士の執務の枠組みを大きく変えるオンライン申請資格者代理人方式の導入についても、法改正か政省令のみの改正によるかの議論はあるが近い将来導入される見通しである。いずれにしても司法書士の高い倫理規範が求められる改正であり、今後さらに司法書士が社会から高い信頼を得るために、より研鑽を積み新たに課される単位制研修の倫理研修2単位を含む年間12単位取得の義務化についても全会員が真摯に取り組んでいかなければならない。

社会に目を向けると、相続登記の放置を主たる原因とする所有者不明土地問題、空き家問題が大きな社会問題になっており、国も地方自治体もこの問題に本腰で対策を講じ始めている。この点に関しては、私たち司法書士が最も知見を有する専門職能であるとの自負を持ち、当会として国や県、市町村からの協力要請には積極的に応えていきたいと考えている。長期相続登記未了土地解消作業についても、公嘱協会の取組みを支援しつつ、次の段階である個別の相続登記についての相談および受託体制を整えていきたい。

当会の今年度の試みとして、企画広報部から相談事業部門を切り離し、鳥取県司法書士会総合相談センターに担当者を配置し、相談事業を一元管理することとした。市民の司法書士に対する相談ニーズが高まっていることから、幅広い相談事業を円滑運営させるための方策である。そして、新しい企画広報部においては、対外広報に止まらず、相続登記未了土地の解消、空き家対策、成年後見制度の利用促進など、官公署・隣接士業団体と協力しながら様々な社会問題の解決に向けて取り組んでいきたい。また、高校生のための法律教室や社会人向けの出前教室を企画するなど、引き続き社会的な活動に取り組んでいきたい。

研修部門では、義務化された倫理研修の他、民法の債権法・相続法の改正、新たな遺言制度などの法改正等に関する研修、成年後見制度利用促進計画に基づき新たな枠組みが作られようとしている成年後見制度、今後ますます増加する高齢者等の財産管理問題、中小企業の事業承継、民事信託、国際社会の進展による涉外問題など、私たち司法書士が専門性を発揮できる分野について、研修を通じて会員の執務能力のより一層の向上を図り、さらに倫理研修を実施して職業倫理の徹底を図っていきたい。

総務財務部門では、事務局のさらなる事務効率化と、経費削減に努めていくこととする。

最後に、本年度も司法書士の社会的責任を果たしていくべく、会員各位の協力をお願いしたい。

【総務・財務部】

1. 経費の節減と適正かつ効率的な支出に努める。
2. 資産・情報の保全管理に努める。
3. 会館の有効かつ適正な運営管理に努める。
4. 事務局の負担軽減に努める。
5. 会員証、補助者証の発行及び更新交付を行う。
6. 職印証明書の適正な交付管理に努める。
7. 会員名簿、役員名簿を発行する。
8. 会員の業務に関する「紛議調停規則」の適正な運用に努める。
9. 業務損害賠償保険に関する「事故処理委員会規程」の適正な運用に努める。

【企画広報部】

1. 制度及び活動広報事業
 - (1) 司法書士制度及び業務の広報の充実
 - (2) 鳥取県司法書士会調停センターを広報面で支援
2. 高校生等を対象とする法教育・消費者教育事業
3. 講師派遣事業
4. 所有者不明土地問題及び空家問題対策事業
5. 成年後見制度の利用の促進に関する事業
6. 法テラスとの連携・協力を行う

【研 修 部】

1. 総合研修会
総合研修会は、研修の質的側面の充実を図る観点から、研修の内容や方法に検討を加え、多数の会員が参加できるように配慮して開催する。
2. 法令実務研修会
法改正の有無、会員の要望、開催時期の問題、他の事業との関連、他団体との共催の要否などの諸事情を勘案し、必要に応じて随時開催する。
3. 地区研修会
会員が参加し易いように東部、中部、西部の3地区に分れて、地区の独自性を活かした研修会を開催する。必要に応じ、統一テーマによる研修会も検討する。
4. 裁判実務講座
裁判所等の協力を得て、講義内容、講師を検討のうえ、必要に応じ開催する。
5. 日司連関係研修会
 - (1) 登録後一定期間を経過した会員を対象とする日司連年次制研修会を開催する。

- (2) 日司連主催の各種研修会の受講を推奨する。
6. 中国ブロック研修会
今年度は広島県で開催されるが、会員の積極的参加を促す。
7. 日司連の主催する中国ブロック新人研修会の運営に協力する。
8. 新入会員（者）研修
 - (1) 新入会員を対象に、新入会員研修会を開催する。
 - (2) 新入会者のうち、希望者を対象に、新入会者配属研修を実施する。
 - (3) 新入会者に対し、日司連の主催する以下の研修会への参加を奨励する。
 - ① 中央新人研修
 - ② 中国ブロック新人研修会
9. リーガルサポート研修事業との連携
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鳥取支部と連携した研修事業を行う。
10. 特別研修への協力
日司連の主催する司法書士特別研修の運営に協力する。
11. 研修単位の認定
研修単位の認定、管理、会員への取得単位の通知及び12単位未達成者への単位取得要請を行う。
12. 研修12単位未達成者及び年次制研修会欠席者に対する研修受講勧告を行う。

【相談センター】

1. 相談会の実施事業
 - (1) 常設電話相談を実施
 - (2) 東中西各地区で無料面談相談会を実施
 - (3) 他士業、法務局との合同相談会を実施
鳥取県士業団体連絡協議会主催の暮らし・経営なんでも相談会
未来につなぐ相続登記プロジェクト相談会等
 - (4) 日司連・中プロ主催の相談事業に協力
 - (5) 相談員のための研修・意見交換会を実施
2. 相談員派遣事業

【調停センター】

1. 調停手続の実施
2. 調停手続の利用促進及び調停の円滑な実施のため、次の事業を行う。
 - (1) 一般向け及び会員向けの広報
 - (2) 研修の実施

【月報編集委員会】

1. 毎月1回発行する。
2. 当会、日司連、ブロック会、その他の会議・活動報告等及び会員へのその他の伝達情報を掲載し、各種情報のタイムリーな伝達に努める。

【非司法書士排除委員会】

1. 法務局からの委嘱に基づく非司法書士実態調査に対し協力する。
2. 非司法書士排除の啓発活動、会員・法務局・裁判所等からの情報提供・収集等の方法により、司法書士業務を行い得ない者でありながら司法書士の業務とされている事務を反復継続して行っていると思われる者の不正を糾し、司法書士の業務執行の適正を期し、もって国民の権利の保護を図るための活動を行う。